



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔告 示〕

- 診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(厚生労働二八、三〇)
- 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示(同二九)
- 基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示(同三一)
- 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示(同三二)
- 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件(同三三)
- 次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める表示の全部を改正する件(同三四)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件(同三五)

- 航空交通管制業務に関する告示及び航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示の一部を改正する告示
(国土交通一〇八)
- 航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件
(同二〇九)
- 航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならぬ空域を指定する告示の一部を改正する告示(同一一〇)
- 民間訓練試験空域を指定する告示等の一部を改正する告示(同一一一)
- 福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
(同一一二)
- 空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示及び航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する告示(同一一三)

〔官庁報告〕

- 官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について
(農林水産省)
- 産 業
日本産業規格(経済産業省)

〔公 告〕

- 諸 事 項
- 裁判所
- 破産、免責関係
- 特殊法人等
- 日本弁護士連合会公示送達関係
- 地方公共団体
- 教育職員免許状失効、行旅死亡人、磯地区海岸保全区域における海岸法第八条の二第一項第三号に基づく物件の指定関係
- 会社その他
- 会社決算公告

告 示

○厚生労働省告示第二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省令第五十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年二月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第一 (略) 別表第二 歯科診療報酬点数表 [目次] (略) 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部 医学管理等 区分 B 0 0 0 ～ B 0 0 1 (略) B 0 0 1 － 2 歯科衛生実地指導料 1 ・ 2 (略) 注 1 ・ 2 (略) 3 1 及び 2 について、口腔機能の発達不全を有する患者又は口腔機能の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、注 1 又は注 2 に規定する実地指導と併せて口腔機能に係る指導を行った場合は、口腔機能指導加算として、<u>12 点</u>を所定点数に加算する。 4 ・ 5 (略) B 0 0 1 － 3 ～ B 0 1 8 (略) 第 2 部 ～ 第 11 部 (略) 第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴 通則 (略) 第 1 節 歯冠修復及び欠損補綴料 区分 (歯冠修復及び欠損補綴診療料) M 0 0 0 ～ M 0 0 2 － 2 (略) M 0 0 3 印象採得 1 ～ 3 (略) 注 1 1 について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号 M 0 1 1 に掲げるレジン前装金属冠、区分番号 M 0 1 1 － 2 に掲げるレジン前装チタン冠	別表第一 (略) 別表第二 歯科診療報酬点数表 [目次] (略) 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部 医学管理等 区分 B 0 0 0 ～ B 0 0 1 (略) B 0 0 1 － 2 歯科衛生実地指導料 1 ・ 2 (略) 注 1 ・ 2 (略) 3 1 及び 2 について、口腔機能の発達不全を有する患者又は口腔機能の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、注 1 又は注 2 に規定する実地指導と併せて口腔機能に係る指導を行った場合は、口腔機能指導加算として、<u>10 点</u>を所定点数に加算する。 4 ・ 5 (略) B 0 0 1 － 3 ～ B 0 1 8 (略) 第 2 部 ～ 第 11 部 (略) 第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴 通則 (略) 第 1 節 歯冠修復及び欠損補綴料 区分 (歯冠修復及び欠損補綴診療料) M 0 0 0 ～ M 0 0 2 － 2 (略) M 0 0 3 印象採得 1 ～ 3 (略) 注 1 1 について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号 M 0 1 1 に掲げるレジン前装金属冠、区分番号 M 0 1 1 － 2 に掲げるレジン前装チタン冠

又は区分番号M015-2に掲げるCAD／CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。

- 2 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD／CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

3～5 (略)

M003-2～M005-2 (略)

M006 咬合採得

1・2 (略)

- 注1 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。

- 2 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。

3～5 (略)

M007 仮床試適(1床につき)

1～4 (略)

- 注1 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。

又は区分番号M015-2に掲げるCAD／CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。

- 2 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD／CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、70点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

3～5 (略)

M003-2～M005-2 (略)

M006 咬合採得

1・2 (略)

- 注1 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。

- 2 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、70点を所定点数に加算する。

3～5 (略)

M007 仮床試適(1床につき)

1～4 (略)

- 注1 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。

2 2 及び 3 について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算 2 として、80 点を所定点数に加算する。

3 ～ 5 (略)

M 0 0 8 ～ M 0 4 1 (略)

第 2 節・第 3 節 (略)

第 13 部～第 15 部 (略)

別表第三

調剤報酬点数表

[目次]

(略)

通則

(略)

第 1 節 (略)

第 2 節 薬学管理料

区分

10・10 の 2 (略)

10 の 3 服薬管理指導料

1 ～ 4 (略)

注 1 ～ 6 (略)

7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算 3 として、患者 1 人につき当該品目に関して最初に処方された 1 回に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 5 点

ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 10 点

8 ～ 15 (略)

11 ～ 13 (略)

13 の 2 かかりつけ薬剤師指導料

76 点

注 1 ～ 4 (略)

2 2 及び 3 について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算 2 として、70 点を所定点数に加算する。

3 ～ 5 (略)

M 0 0 8 ～ M 0 4 1 (略)

第 2 節・第 3 節 (略)

第 13 部～第 15 部 (略)

別表第三

調剤報酬点数表

[目次]

(略)

通則

(略)

第 1 節 (略)

第 2 節 薬学管理料

区分

10・10 の 2 (略)

10 の 3 服薬管理指導料

1 ～ 4 (略)

注 1 ～ 6 (略)

7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算 3 として、患者 1 人につき当該品目に関して最初に処方された 1 回に限り、5 点を所定点数に加算する。

イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合

ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合

8 ～ 15 (略)

11 ～ 13 (略)

13 の 2 かかりつけ薬剤師指導料

76 点

注 1 ～ 4 (略)